

呉市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る事務処理要綱

住宅政策課

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関して、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、事務の取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の円滑な実施に資することを目的とする。

(登録の申請等)

第2条 法第9条第1項の規定による登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、省令第7条に規定する申請書に省令第10条に規定する書類を添付し、市長に提出するものとする。

(登録事項等の変更)

第3条 法第8条の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）が、法第12条第1項の規定により登録事項等の変更の届出を行うときは、変更があった日から30日以内に省令第17条第1項に規定する登録事項等変更届出書に同条第2項に規定する書類を添付し、市長に提出するものとする。

(廃止の届出)

第4条 登録事業者は、登録事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録廃止届を市長に提出するものとする。

(申請の取下げの届出)

第5条 登録申請者は、第2条の申請を取り下げようとするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下届を市長に提出するものとする。

付 則

この要綱は、平成31年4月12日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年6月16日から実施する。